

読書についてのアンケート（小学生）

※問いを読んで自分にあてはまると思った項目の数字を□の中に書いてください。

★あなたが通っている小学校を次の中から選んでください。

- | | | | | |
|------|--------|-------|------|-------|
| ① 総社 | ② 総社中央 | ③ 総社北 | ④ 常盤 | ⑤ 総社東 |
| ⑥ 阿曾 | ⑦ 池田 | ⑧ 秦 | ⑨ 神在 | ⑩ 総社西 |
| ⑪ 新本 | ⑫ 昭和 | ⑬ 維新 | ⑭ 山手 | ⑮ 清音 |
-

★あなたの性別は、次のどちらですか。

- | | |
|-----|-----|
| ① 男 | ② 女 |
|-----|-----|
-

問い１ あなたは本を読むことが好きですか。

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 好き | ③ どちらかといえば嫌い |
| ② どちらかといえば好き | ④ 嫌い |
-

問い２ あなたは、１か月にどれくらいの本を読みますか。

- | | |
|--------|---------|
| ① ０冊 | ④ ６～１０冊 |
| ② １～２冊 | ⑤ １１冊以上 |
| ③ ３～５冊 | |
-

問い３ あなたは学校の図書室や学級文庫から、１か月にどれくらいの本を借りますか。

- | | |
|--------|---------|
| ① ０冊 | ④ ６～１０冊 |
| ② １～２冊 | ⑤ １１冊以上 |
| ③ ３～５冊 | |
-

問い４ あなたはどんな本が好きですか。１番好きなものを１つ選んでください。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| ① 小説や物語 | ⑤ 歴史物語 |
| ② 伝記 | ⑥ 図鑑 |
| ③ 科学読み物 | ⑦ 趣味・スポーツ |
| ④ 絵本 | ⑧ その他（ <input type="text"/>) |

問い５ あなたは、どのようにして本を選んでいきますか。もっともあてはまるものを２つ選んでください。

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ① 家の人がすすめる本 | ⑤ 自分で本を見て選ぶ |
| ② 先生や図書室の先生がすすめる本 | ⑥ 人気のある本 |
| ③ 友だちがすすめる本 | ⑦ その他 |
| ④ 図書館などがすすめる本 | （ <input type="text"/>) |
-

問い６ あなたは、どのようにして本を手に入れることが多いですか。多い順に２つ選んでください。

- | | | |
|-------------------------------------|--------------|----------------------------|
| ① 買う（買ってもらう） | ⑤ 友だちなどから借りる | |
| ② 誕生日などにプレゼントしてもらう | ⑥ 家にある | |
| ③ 学校の図書室で借りる | | 1番
<input type="text"/> |
| ④ 学校以外の図書館（県や市の図書館・自動車文庫・公民館など）で借りる | | 2番
<input type="text"/> |

問い７ あなたは、家で１日（平均して）どれくらいの時間、本を読みますか。

- | | | |
|------------|-----------------|----------------------|
| ① ほとんど読まない | ④ １時間以上１時間３０分以内 | <input type="text"/> |
| ② ３０分以内 | ⑤ １時間３０分以上２時間以内 | |
| ③ １時間以内 | ⑥ ２時間以上 | |

問い８ あなたは小学校１～２年生のときと今では、どちらのほうがよく本をよんでいますか。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ① １～２年生のときのほうがよく読んでいた | <input type="text"/> |
| ② 変わらない | |
| ③ 今のほうがよく読んでいる | |

問い９ あなたが、小学校に入学する前、家で親や大人の人によく本を読んで聞かせてもらっていたという思い出がありますか。

- | | |
|------|----------------------|
| ① ある | <input type="text"/> |
| ② ない | |

問い１０ あなたは、おうちの人や学校の先生以外に、本を読んで聞かせてもらったという思い出がありますか。

- | | |
|------|----------------------|
| ① ある | <input type="text"/> |
| ② ない | |

問い１１ 家の人に市図書館（県立図書館・他の町の図書館・自動車文庫も含む）などへ連れて行ってもらったことがありますか。

- | | | |
|---------|-----------|----------------------|
| ① よくあった | ③ あまりなかった | <input type="text"/> |
| ② 時々あった | ④ なかった | |

ご協力ありがとうございました

読書についてのアンケート（中学生）

※問いを読んで自分にあてはまると思った項目の数字を□の中に書いてください。

★あなたが通っている中学校を次の中から選んでください。

- ① 総社東 ② 総社西 ③ 総社 ④ 昭和

★あなたの性別は、次のどちらですか。

- ① 男 ② 女

問い 1 あなたは本を読むことが好きですか。

- ① 好き ③ どちらかといえば嫌い
② どちらかといえば好き ④ きらい

問い 2 あなたは、1 か月にどれくらいの本を読みますか。

- ① 0 冊 ④ 6 ～ 1 0 冊
② 1 ～ 2 冊 ⑤ 1 1 冊以上
③ 3 ～ 5 冊

問い 3 あなたは学校の図書室や学級文庫から、1 か月にどれくらいの本を借りますか。

- ① 0 冊 ④ 6 ～ 1 0 冊
② 1 ～ 2 冊 ⑤ 1 1 冊以上
③ 3 ～ 5 冊

問い 4 あなたはどんな本が好きですか。1 番好きなものを 1 つ選んでください。

- ① 小説や物語 ⑤ 歴史物語
② 伝記 ⑥ 図鑑
③ 科学読み物 ⑦ 趣味・スポーツ
④ 絵本 ⑧ その他（ ）

問い 5 あなたは、どのようにして本を選んでいきますか。もっともあてはまるものを 2 つ選んでください。

- ① 家の人がすすめる本 ⑤ 自分で本を見て選ぶ
② 先生や図書室の先生がすすめる本 ⑥ 人気のある本
③ 友だちがすすめる本 ⑦ その他
④ 図書館などがすすめる本 （ ）

問い 6 あなたは、どのようにして本を手に入れることが多いですか。多い順に 2 つ選んでください。

- ① 買う（買ってもらう） ⑤ 友だちなどから借りる
② 誕生日などにプレゼントしてもらう ⑥ 家にある
③ 学校の図書室で借りる
④ 学校以外の図書館（県や市の図書館・自動車文庫・公民館など）で借りる

1 番	2 番

問い 7 あなたは、家で 1 日（平均して）どれくらいの時間、本を読みますか。

- ① ほとんど読まない ④ 1 時間以上 1 時間 3 0 分以内
② 3 0 分以内 ⑤ 1 時間 3 0 分以上 2 時間以内
③ 1 時間以内 ⑥ 2 時間以上

問い 8 あなたは小学校 1 ～ 2 年生のときと今では、どちらのほうがよく本をよんでいますか。

- ① 1 ～ 2 年生のときのほうがよく読んでいた
② 変わらない
③ 今のほうがよく読んでいる

問い 9 あなたが、小学校に入学する前、家で親や大人の人によく本を読んで聞かせてもらっていたという思い出がありますか。

- ① ある
② ない

問い 10 あなたは、おうちの人や学校の先生以外に、本を読んで聞かせてもらったという思い出がありますか。

- ① ある
② ない

問い 11 家の人に市図書館（県立図書館・他の町の図書館・自動車文庫も含む）などへ連れて行ってもらったことがありますか。

- ① よくあった ③ あまりなかった
② 時々あった ④ なかった

ご協力ありがとうございました

読書アンケート（H17 と H21 との比較）全体

調査対象者 1、2 7 1 人
市内小学校のすべての 5 年生 6 6 3 人
市内中学校のすべての 2 年生 6 0 8 人

問 1 あなたは本を読むことが好きですか。

	H17	H21
好き	40.8%	44.6%
どちらかといえば好き	43.4%	38.3%
どちらかといえば嫌い	11.4%	11.9%
嫌い	4.4%	5.2%

問 3 あなたは学校の図書室や学級文庫から、1 か月にどれくらいの本を借りますか。

	H17	H21
0 冊	39.3%	32.8%
1 ～ 2 冊	18.6%	27.8%
3 ～ 5 冊	18.3%	20.3%
6 ～ 1 0 冊	10.3%	7.7%
1 1 冊以上	13.5%	11.4%

問 2 あなたは、1 ヶ月にどれくらいの本を読みますか。

	H17	H21
0 冊	8.9%	6.6%
1 ～ 2 冊	36.8%	36.4%
3 ～ 5 冊	23.1%	28.6%
6 ～ 1 0 冊	12.9%	13.4%
1 1 冊以上	18.3%	15.0%

問 4 あなたはどんな本が好きですか。一番好きなものを 1 つ選んでください。

	H17	H21
小説や物語	54.1%	53.5%
趣味・スポーツ	15.3%	14.9%
伝記	7.5%	6.3%
歴史物語	5.3%	4.6%
絵本	3.2%	4.3%
図鑑	3.1%	2.8%
科学読み物	1.5%	2.7%
その他	10.0%	10.9%

問 5 あなたは、本をどのようにして選んでいますか。最もあてはまるものを 2 つ選んでください。

	H17	H21
自分で本を見て選ぶ	53.3%	54.7%
人気のある本	21.5%	20.9%
友達がすすめる本	13.0%	13.4%
家の人 がすすめる本	5.9%	3.7%
図書館などがすすめる本	2.5%	2.7%
先生や図書室の先生がすすめる本	1.9%	2.3%
その他	1.9%	2.3%

問 6 あなたは、本をどのようにして手に入れることが多いですか。多い順に 2 つ選んでください。
[1 番]

	H17	H21
買う（買ってもらう）	54.0%	56.8%
学校の図書室で借りる	26.4%	22.5%
家にある	7.8%	8.0%
学校以外の図書館（市立図書館・自動車文庫・公民館など）で借りる	7.1%	6.9%
友達などから借りる	3.3%	4.8%
誕生日などにプレゼントしてもらう	1.4%	1.0%

[2 番]

	H17	H21
家にある	25.4%	24.6%
学校の図書室で借りる	20.7%	18.0%
友達などから借りる	18.0%	17.8%
買う（買ってもらう）	17.3%	16.7%
学校以外の図書館（市立図書館・自動車文庫・公民館など）で借りる	14.4%	16.8%
誕生日などにプレゼントしてもらう	4.2%	6.1%

問 7 あなたは、家で 1 日（平均して）どれくらいの時間本を読みますか。

	H17	H21
ほとんど読まない	28.0%	28.9%
3 0 分以内	36.5%	33.6%
1 時間以内	20.7%	19.4%
1 時間 3 0 分以内	6.9%	9.9%
2 時間以内	3.1%	3.6%
2 時間以上	4.8%	4.6%

問 9 あなたが、小学校に入学する前、家で親や大人の人によく本を読んで聞かせてもらっていたという思い出がありますか。

	H17	H21
ある	64.9%	67.8%
ない	35.1%	32.2%

問 11 家の人に市立図書館（他のまちの図書館・自動車文庫も含む）などへ連れて行ってもらったことがありますか。

	H17	H21
よくあった	19.4%	26.4%
時々あった	46.7%	42.0%
あまりなかった	13.0%	13.4%
なかった	11.6%	10.6%

問 8 あなたは、小学校 1 ～ 2 年のときと今では、どちらの方がよく本を読んでいますか。

	H17	H21
今の方が読んでいる	52.3%	50.0%
1 ～ 2 年のときの方が読んでいた	25.8%	26.6%
変わらない	21.9%	23.4%

問 10 あなたは、お家の人や学校の先生以外に、本を読んで聞かせてもらったという思い出がありますか。

	H17	H21
ある	39.7%	59.9%
ない	60.3%	40.1%

子どもの読書活動の推進に関する法律 （平成 13 年 12 月 12 日　法律第 154 号）

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するととも

に、公表しなければならない。

3　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3　国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

付　則

この法律は、公布の日から施行する。

「衆議院文部省科学委員会における付帯決議」

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一　本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二　民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三　子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくり

- のため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



文字活字文化振興法 （平成 17 年 7 月 29 日 法律第 91 号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

- 第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。
- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

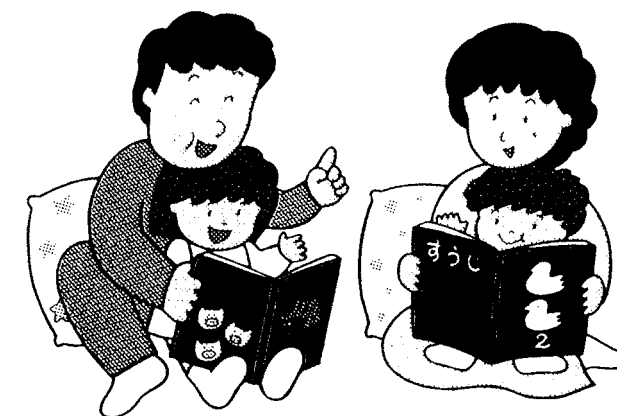
3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



学校図書館法

(昭和 28 年 8 月 8 日 法律第 185 号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞合、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和 29 年 4 月 1 日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成 15 年 3 月 31 日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則（平成 19 年 6 月 27 日法律第 96 号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

二 〔略〕

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 13 年 7 月 18 日 法律第 132 号）

一 総則

（一）趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 18 条に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第 3 条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

（二）設置

- ① 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市（特別区を含む。以下同じ。）町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。
- ② 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。）に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ③ 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

（三）図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

- ① 公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。
- ② 公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

（四）資料及び情報の収集、提供等

- ① 資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。
- ② 資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。
- ③ 地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。
- ④ 都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

（五）他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

- ① 公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるもの

とする。その際、公立図書館相互の連携（複数の市町村による共同事業を含む。）のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

（六）職員の資質・能力の向上等

- ① 教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。
- ③ 教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流（複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。）に努めるものとする。

二 市町村立図書館

（一）運営の基本

- ① 市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

（二）資料の収集、提供等

- ① 住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。
- ② 多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。
- ③ 電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。
- ④ 本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実に図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。
- ⑤ 資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

（三）レファレンス・サービス等

- ① 他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の利用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

（四）利用者に応じた図書館サービス

- ① 成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職、転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。
- ② 児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・

青少年用図書の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。

③ 高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

④ 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

⑤ 地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

(五) 多様な学習機会の提供

① 住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。

② 住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティアの参加の促進

① 国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(七) 広報及び情報公開

① 住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(八) 職員

① 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。

② 館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。

③ 専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。

④ 図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。

⑤ 専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。

⑥ 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(九) 開館日時等

① 住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。

(十) 図書館協議会

① 図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

② 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(十一) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器・視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう努めるとともに、利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

三 都道府県立図書館

(一) 運営の基本

① 都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

② 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な援助を行うよう努めるものとする。

③ 都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。

④ 都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。

(二) 市町村立図書館への援助

市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供を行うこと。

イ 情報サービスに関する援助を行うこと。

ウ 図書館の資料を保存すること。

エ 図書館運営の相談に応じること。

オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。

(三) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク

都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるものとする。

(四) 図書館間の連絡調整等

① 都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

② 都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携・協力を努めるものとする。

(五) 調査・研究開発

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する住民の需要や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。

(六) 資料の収集、提供等

都道府県立図書館は、三の(九)により準用する二の(二)に定める資料の収集、提供等のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布

(七) 職員

都道府県立図書館は、三の(九)により準用する二の(八)に定める職員のほか、三の(二)から(六)までに掲げる機能に必要な職員を確保するよう努めるものとする。

(八) 施設・設備

都道府県立図書館は、三の(九)により準用する二の(十一)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備を備えるものとする。

ア 研修

イ 調査・研究開発

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

(九) 準用

市町村立図書館に係る二の(二)から(十一)までの基準は、都道府県立図書館に準用する。

第2次岡山県子ども読書活動推進計画の概要

～おかやまどんどん読書プラン～

- この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第1項の規定に基づき、岡山県が策定します。
- この計画は、岡山県子ども読書活動推進計画(平成15年3月策定、H15～H19、第1次計画)を踏まえて策定します。

第1章 はじめに

【目標】 子どもたちの成長に応じ、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、そして、自主的な読書活動に至るまで、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携しながら読書環境を整備します。

【特徴】 学識経験者や図書館関係者、学校関係者、読書団体関係者等で組織する岡山県子ども読書活動推進会議からいただいた提言「今後の子どもの読書活動のあり方について」(H19.11)に基づき、子ども読書活動推進の意義やこの5年間の取組の成果と課題を踏まえて、官民協働による子どもの読書活動を推進します。

【期間】 平成20年度から5年間実施します。

第2章 第2次岡山県子ども読書活動推進計画策定に当たっての考え方

- 1 子どもの読書活動推進の意義
○ 読書活動は、子どもの成長にとって大変重要であり、よりよく成長するための有効な手段の一つであると考えます。
 - ・ 本本当に楽しい本を大人に読んでもらったり、ストーリーテリングを聴いたりするなど、聞くことによる物語体験をすることは子どもにとって大変楽しいことです。
 - ・ 読書は子どもに生きる喜びや楽しみを与え、知的好奇心を満足させるだけでなく生きるために必要な想像力・思考力・言葉を使う能力等を養い、生涯にわたって自分を支え、成長させていく力の源となります。
 - ・ 読書を通じて様々な表現に触れることにより、子どもは自分自身の考えを整理し、それをうまく表現する力を身に付けることができるようになります。
- 2 第1次計画に基づいた取組の主な成果と課題
【成果】
 - ・ 県立図書館の開館により児童図書が充実し、多くの県民に利用されました。
 - ・ 県内の読書ボランティア団体数が増加するとともに、ネットワークも構築され、各地域の取組が充実しました。
【課題】
 - ・ 官民協働(パートナーシップ)による取組の成果を踏まえ、今後、より幅広く子どもの読書活動推進の意義を呼びかけ、さらに多くの県民の参画を促していくことが必要です。

第3章 基本の方針・重点プロジェクト

- 1 官民協働(パートナーシップ)による子どもの読書活動推進
県は、岡山県子ども読書活動推進会議とともに、市町村立図書館、学校、保護者、子どもの読書活動にかかわるボランティア・NPO、企業等とも連携しながら、県民総参加のもと、子どもがたくさんの良い本と出会える環境づくりに取り組みます。
- 2 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進
県立図書館は、児童資料部門を中心に、児童図書資料の整備や読み聞かせ等の直接的な児童サービスを提供するとともに、市町村立図書館、学校図書館、民間団体等との連携を図りながら、県全体の子どもの読書活動推進のためのセンター的役割を果たします。

3 学校における子どもの読書活動推進

学校図書館の蔵書や資料、設備等の読書環境を整備するとともに、学校教育の中で子どもの読書習慣の形成・確立を進め、豊かな読書力が身に付くように取り組みます。

4 岡山情報ハイウェイを活用した子どもの読書活動推進

県民がいつでも、どこからでも利用できる、全県的な高速インターネット環境を活用した読書環境の整備を進めます。

5 子どもの読書活動推進に関する啓発広報

広く県民の間に子どもの読書活動を推進する気運が高まるよう、子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を深めていきます。

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域における子どもの読書活動推進

(1) 家庭における子どもの読書活動推進

- 多くの保護者が参加する様々な学習機会を活用して、読書活動の重要性についての理解の促進を図ります。
- 家庭と学校がより一層連携し、PTA、子育て支援関係の部局、子育て支援団体等とともに、子どもの生活リズム向上を目指し、テレビ・ゲーム・インターネット等に接する時間を減らし、読書や外遊びなどを推進する取組を支援します。

(2) 地域における子どもの読書活動推進

- 県立図書館において、新刊児童図書 of 全点購入や児童図書研究書の収集など児童図書資料の整備を図り、県内の市町村立図書館等を支援します。
- 県立図書館は、県内の高等学校や特別支援学校等の図書館に対し、図書館資料を貸出し、搬送します。
- 児童館や公民館等の施設を有効に活用した子ども読書の取組を働きかけます。
- 市町村立図書館とともに、民間団体間及び関係機関の連携・協力の促進を図るなど、子ども読書活動ネットワークを支援します。

2 学校等における子どもの読書活動推進

(1) 学校等における子どもの読書活動推進

- 朝の読書の実践等を奨励するとともに、学校関係者の意識の高揚を図るため、学校教育の中での読書活動の位置付けの明確化などを促したり、「言葉の力」の育成に向けた取組を行ったりします。

(2) 学校図書館等の整備・充実

- 学校図書館の図書資料の計画的な整備を県内の市町村に呼びかけたり、学校図書館の活用に対する教職員の協力体制の確立を促したりします。

第5章 子どもの読書活動推進体制の整備及び啓発広報等

1 子どもの読書活動推進体制の整備

- 子育て支援関係の部局などとの連携を深め、子育て支援・家庭教育支援施策と関連づけた取組を推進します。
- 地域全体で子どもの読書活動を推進するため、県及び市町村の図書館職員、学校関係者、ボランティア等が連携・協力した研修会を開催します。
- 「市町村子ども読書活動推進計画」策定のメリットを伝えるなど、県内全市町村において地域の実態に即した推進計画が策定されるように支援します。

2 啓発広報及び特色ある取組の奨励等

- 子どもの読書活動推進をより広く啓発広報するためのフォーラムなどを開催します。

3 財政上の措置

- 県は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

